

「限度額適用認定証」等事前申請のお願い

限度額適用認定証のご提出により、入院費の窓口負担を下記の自己負担限度額までとすることができます。

入院が決定した段階で、事前に交付申請をお願いいたします。また、患者さま同意のもと、システムを利用し当院より加入保険者へ問い合わせすることも可能です。

	区分※1)	自己負担限度額※2)
70歳未満の方	ア	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%
	イ	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%
	ウ	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%
	エ	57,600円
	オ	35,400円
70歳以上の方	現役並所得者	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%
	現役並所得者 II	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%
	現役並所得者 I	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%
	一般	57,600円
	低所得者II	24,600円
	低所得者I	15,000円

※1 限度額区分は所得に応じて変わります。

※2 自己負担限度額は、医療機関ごと、月ごと、医科歯科別、入院外来別に適用されます。

70歳以上の現役並所得者の方で認定証のご提出が無い場合は、

現役並所得者 252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% の計算になります。

■申請方法

- ・システムを利用し当院より保険者へ問い合わせする場合
特に手続きは不要です。2階②番 保険証確認窓口へお伝えください。
- ・交付申請をする場合
患者様（又はご家族様）で交付申請が必要です。保険証の種類により申請先が異なります。

加入健康保険	交付申請先
国民健康保険・後期高齢	住民票がある市区町村の国民健康保険担当窓口
全国健康保険協会（協会けんぽ）	協会の各都道府県支部窓口
健康保険組合	会社などの健康保険担当

申請についての詳細は、保険証の交付申請先までお問い合わせください。

■交付後の手続き

交付申請をする場合、「限度額適用認定証」がお手元にとどきましたら
2階②番 保険証確認窓口にご提出ください。

ご提出がない場合、自己負担額3割でのお支払いになります。

※ ご提出がない場合でも、後日、自己負担限度額を超えた分については、
高額療養費として還付を受けられます。（別途手続きが必要な場合があります）

※ 複数月にまたがって入院されている場合には、ご提出のあった月からの適用となります。

■ご注意

食事療養費、個室代、診断書料などの保険外診療分は適用対象外です。

ご不明な点がございましたら、2階 ②番 保険証確認窓口へお訊ね下さい。